

(様式 1-3)

福島県（田村市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

NO.	141	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 上岩井沢地区【基金型】	事業番号	(5)-40-70
交付団体	福島県		事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費	(312,900) 860,850（千円）		全体事業費	(1,024,470) 1,049,970（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>旧避難指示区域のある本市において、大震災以前は、地域農業の担い手となるべき農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保安全管理が行われてきたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故及びその風評被害の影響により、担い手や農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のようなきめ細やかな維持管理が不可能となり、農用地の荒廃や農業用施設の機能低下が進んでいる。特に農用地については、避難している住民が多いことから荒廃が進んでおり、営農再開に向けた取組みと併せ、担い手農家への農地利用集積及び農村地域の活性化のための抜本的な営農計画の見直しが必要である。</p> <p>よって、本事業を導入することにより、被災農家を含めた地域住民の帰還促進や担い手農家への農地利用集積・農業経営の合理化を図り、風評被害の払拭並びに農村地域の再生加速化を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本地区は、上述のとおり営農再開が困難な状況となっている。しかし、担い手をはじめ多くの農家は営農再開意欲が強く、この機会に基盤整備を行うことで、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上、営農計画の見直しとして農作業の協業化、担い手への農地集積を促進し、地域の復興再生に資することを目指す。</p> <p>このため、農地整備事業を実施する。</p> <p>受益面積 A=31.8ha（上岩井沢（かみいわいさわ）地区）</p> <p>第29回申請については、事業進捗を図るため、区画整理工のほか測量設計、用買・補償、換地費、農業経営高度化支援事業を実施する。</p> <p>【田村市震災等復興ビジョン】</p> <p>VII-1 5. 地域産業の再生-（1）農林業</p> <p>新たな担い手の創出（集落で選んだ担い手への農地集積を進める）</p> <p>【福島県復興計画】</p> <p>6 農林水産業再生プロジェクト-2 農業の再生-④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進・⑤農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備</p>					
当面の事業概要					
<p><平成30年度></p> <p>実施計画、境界測量、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><平成31年度></p> <p>区画整理工(A=10.0ha)、道路工、用排水路工、測量設計、用地買収・補償、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和2年度></p> <p>区画整理工(A=21.8ha)、道路工、用排水路工、暗渠排水工、測量設計、用地買収・補償、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和3年度></p> <p>区画整理工、道路工、用排水路工、暗渠排水工、測量設計、用地買収・補償、換地業務、農業経営高度化支援事業</p>					

<p><令和4年度> 区画整理工、道路工、排水路工、暗渠排水工、測量設計、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和5年度> 道路工、排水路工、測量設計、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><令和6年度> 農業経営高度化支援事業</p>
<p>地域の帰還環境整備との関係</p> <p>田村市都路町の一部は旧避難指示区域であり、現在も一部の住民が避難生活を送っている。また、本市の旧避難指示区域以外の地域においても、東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害により、担い手農家や農業用施設を管理する地域農業者が減少し、従前のような維持管理に支障をきたしている状況にある。このため再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による農業生産基盤の整備を行う必要がある。</p>
<p>関連する事業の概要</p>

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	
<p>事業名</p>	
<p>交付団体</p>	
<p>基幹事業との関連性</p>	

農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 上岩井沢地区 位置図

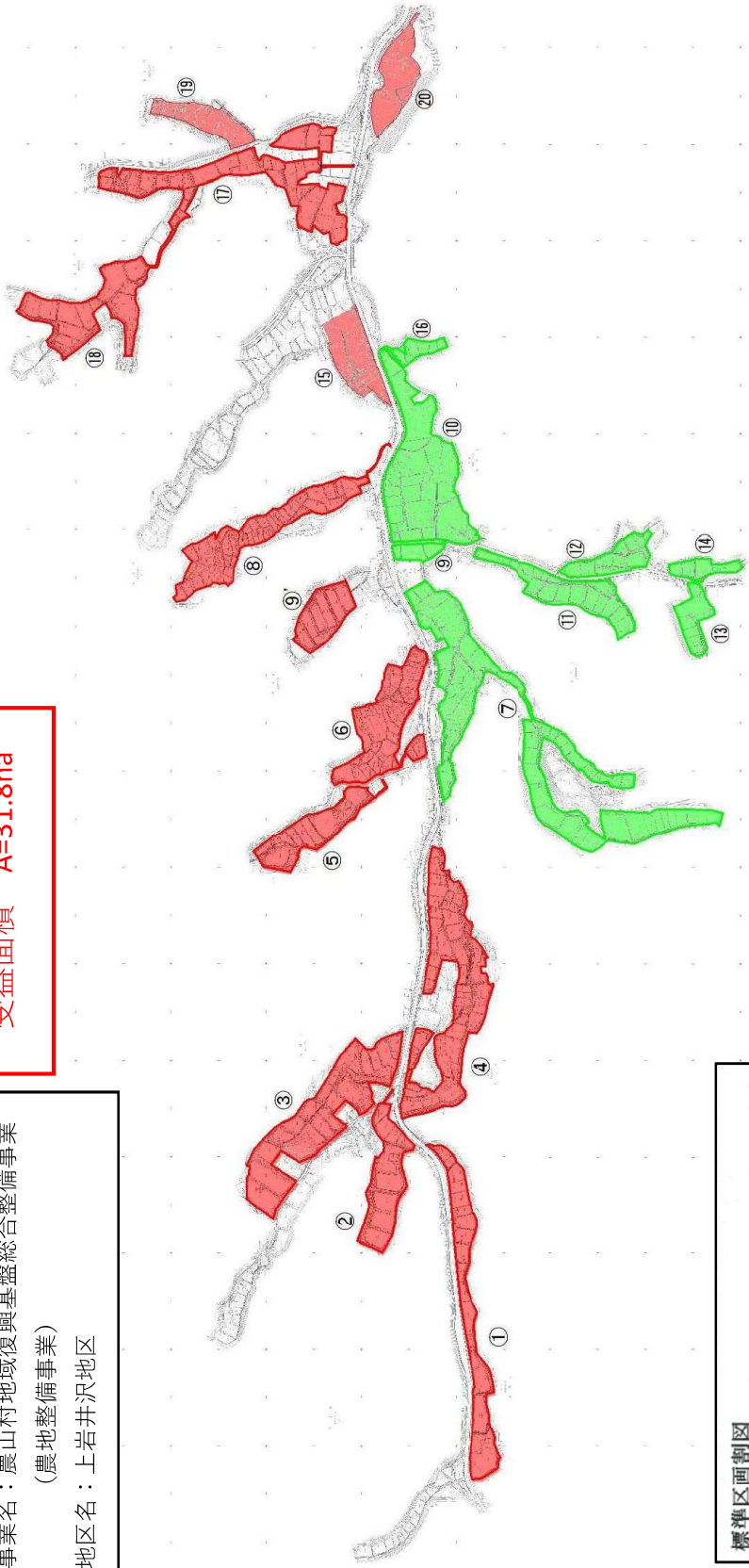
No.141

事業番号：(5)-40-70

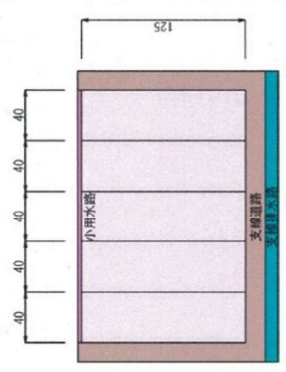
事業名：農山村地域復興基盤総合整備事業
(農地整備事業)

地区名：上岩井沢地区

受益面積 A=31.8ha



標準区画割図



凡例

平成30年度まで
平成31年度
令和2年度要求
令和2年度以降要求